

URL: <http://www.hijokin.org>
 email: sodan@hijokin.org
 郵便振替 00950-2-203528
 [関西圏大学非常勤講師組合]

非常勤の声

委員長: 新屋敷 健
 email: take0shin@gmail.com
 〒542-0012 大阪市中央区谷町
 7丁目 1-39-102 大私教気付

<目次>	
p.1 阪大・神戸大・早稲田大学の5年雇い止め問題で国連社会権委員会へ	
p.2 参議院院内集会・5年上限撤廃をめぐる全国の動向	
p.2-3 5年上限問題での関西の各大学からの回答	p.3 組合総会開催
p.3-4 近畿大学で給与アップ	p.4 カンパの要請

阪大・神戸大・早稲田大の改正労働契約法5年雇い止め問題で国連社会権規約委員会へ!

日本政府は「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）を締結しており、締結国は自国でのこれらの権利の実施状況に関する定期報告書を、「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会」（国連社会権規約委員会）に提出して審査を受けなければなりません。日本政府は、前回2001年8月の第2回定期報告書審査に続き、第3回審査を2013年4月30日にジュネーブで受けます。審査に先立って、委員会から事前質問書が政府に送られましたが、その中に、有期雇用労働者の権利状況に関する質問もありました。ところが、政府はその質問に対し、有期雇用労働者の「雇用の不安定さ、待遇の格差」の問題は、改正労働契約法「により、労働者の雇用の安定、公正な待遇が確保され、労働者が安心して働き続けることが可能な社会の実現に資するものと考えている」と答えています。この政府回答は、大阪大学・神戸大学・早稲田大学が「有期雇用労働者の雇

い止めの不安の解消」という改正趣旨を無視した、従来契約更新上限がなかった非常勤講師を含む、大学有期雇用教職員の契約更新5年上限規定を強行した問題を、全く無視しています。

そこで、関西圏大学非常勤講師組合と首都圏大学非常勤講師組合は、この政府回答に対する、「社会権規約 NGO レポート連絡会議」（NGO 連絡会）のカウンターレポートの中に、阪大・神戸大・早稲田大の有期雇用教職員の5年雇い止め問題に関する記述を追加し、このカウンターレポートは3月に委員会に提出されました。そして、委員会による4月30日日本政府第3回定期報告書審査に、両組合を代表して新屋敷が傍聴参加することが決定し、4月29日 NGO 連絡会主催のランチタイムブリーフィングで、この問題に関し3分間のスピーチを行う予定です。共に闘う両組合へのカンパ等のご支援をよろしくお願ひします。（文責・新屋敷）

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話: 06-4304-35400(江尻)月の午後、木の午後 メール: sodan@hijokin.org(随時)

5年上限撤廃で参議院院内集会、開催！！

5年上限撤廃をめぐる全国の動向

3月28日に首都圏組合と関西圏組合主催で、改正労働契約法を悪用した5年上限雇い止め撤回の参議院院内集会在開催されました。参加者が増え90名以上になったため当初予定していた会場を変更して開催されました。また、マスコミも朝日、毎日、共同通信、NHKなどの記者が取材に来ました。国会議員は田村参議院議員（共産党）、糸数参議院議員（無所属）の2氏が参加し挨拶があり、糸数議員から琉球大学で運動の結果、非常勤講師の5年上限が撤廃されたとの報告がありました。集会では、非常勤講師5年上限問題で全国の先頭をきっている大阪大学から、関西圏大学非常勤講師組合、関西単一労組阪大分会、大阪大学箕面地区教職員組合の3組合が参加し報告しました。首都圏組合からは早稲田大学が非常勤講師の新就業規則を作成し5年上限を強行し決定したこと

に対し労働者代表選出で労基法90条違反の違法行為があったとして刑事告発するとの報告がありました。

4月末現在で、5年上限撤廃をめぐる関西地区以外の全国の動きについて紹介します。

琉球大学以外では、徳島大学でも昨年12月に有期雇用職員に「原則5年で雇い止め」の提案がありましたが、大学の教職員組合の運動の結果、5年を超えると労働者の申し込みにより無期契約に転換することで大学と組合が合意しました。非常勤講師にも適用されます。首都圏の動きでは、東京大学、一橋大学など、ほとんどの国立大学で5年上限は適用しないと回答がありました。また早稲田大学では参議院院内集会後に、首都圏組合が労働基準法90条違反として東京地検に刑事告発し受理されました。

（文責・江尻）

改正労働契約法を遵守せよ！！

一 当組合からの要求に対する各大学の回答

さる3月9日、当組合は関西圏の私立大学および国公立大学合わせて66大学に対し、改正労働契約法を理由とした非常勤講師契約更新5年上限問題に対する文部科学大臣の答弁（「研究教育上の必要があり、能力を有する人が一律で契約を終了させられることにならないよう」「各大学に対しても柔軟な対応をするように促して」いく）に従い、改正労働契約法の改正趣旨を守って、非常勤講師の契約更新回数に上限をつけないこと、またこの件に関する各大学の方針を具体的

に示すことを要求しました15大学から回答がありました。阪大は2月団交での回答と同じなので省略します。

検討中と答えた大学:近畿大、甲南女子大、関西学院大、武庫川女子大、同志社大、関西大、立命館大、龍谷大（5年上限には無理があると3月の団交で）。

これ以外の大学は表現が微妙なため、大学別に紹介します。神戸市外大:本学においては非常勤講師の契約更新回数に一律の上限を設けておりません。大阪教育大:本学の非

常勤講師については、今回の労働契約法改正に伴い、更新回数の上限定額をおこなう予定はありません。大阪工大・摂南大（法人が同じ）：法改正の趣旨に沿った対応をすべく検討中（ただし、過去の判例は、一貫して非常勤講師の雇用契約更新の期待の合理性を否定している。法律改正後もこの判例法理は維持されると解している）。神戸女学院大：2013

年度の雇用契約書において、契約更新回数の上限について記載をしておりません。神戸女子大：更新継続または無期転換化が法律義務か否か議論のあるところであると考えているが、法律の趣旨に反しないように対応する予定である。京都女子大：法律の定めにより適正に対応する所存です。（文責 長澤）

第 10 回組合総会開催

3月21日にエルおおさかで第10回組合総会が開催され多数の組合員が参加しました。総会は議長選出のあと、首都圏組合、東海圏組合、関西単一労組阪大分会、関西私大教連、ユニオンぼちぼち立命館支部の各組合から来賓のあいさつがありました。

総会は、組合員の自己紹介のあと、書記長から昨年度活動総括案が提案されました。12年度は大阪大学、神戸大学と5年上限撤廃で数回にわたって団交を実施したこと、甲南大学と武庫川女子大学と初の定期交渉をもったこと、立命館大学と7年ぶりに交渉をもつなど11年度より交渉した大学が飛躍的に増えたこと、近畿大学や同志社大学で具体的な成果をあげたこと、大阪大学などで専任組合などとの協力共同関係が生まれたこと、5年上

限問題で阪大などとの団交で首都圏組合との共闘がすすめられたことなどの報告がありました。今年度の方針として、引き続き各大学に5年上限の新たな導入を許さないこと、導入している大学には撤廃を要求する、労働契約法20条（不合理な労働条件の禁止）を利用した非常勤講師の職務内容にふさわしい賃上げを要求する、引き続き首都圏組合、関西圏の大学非正規労働組合、専任教職員組合との協力・共同を進めていくことなどが提案され賛成多数で可決されました。また会計報告が行われ賛成多数で可決されました。最後に12名の新執行委員を選出して終了しました。総会終了後、近くの居酒屋で懇親会が開催され交流を深めました。

（文責・江尻）

近畿大学で給与アップ！！

昨年の定期団交で、大学側が検討すると約束していた非常勤講師給改定が実現しました。

従来、1コマにつき、35歳未満は月額22,000円、35歳以上45歳未満は25,400円、45歳以上55歳未満は26,500円、55歳以上は27,500円でした（これらの基準は「標準的なもの」との但し書きであり）。この講師

給は2008年以来変更されずにきたものです。

非常勤組合はほぼ毎年、大学と定期団交を重ね、粘り強く講師給の引き上げを要求してきました。その結果、2013年4月1日をもって講師給が次のように改訂されました。35歳未満は月額25,000円、35歳以上55歳未満は26,500円です。55歳以上は今までどおり27,500円です。35歳未満は3000円アッ

プ、35歳以上45歳未満は1100円アップと
いうことです。

しかし、賃上げされたとはいえ他大学と比
べても、まだまだ低いと言わざるをえません。
それでも団交をおこなっていなければ、いま

だにもっと低いままだったでしょう。労働条
件の向上は自分たちで勝ち取らなければな
りません。今後も非常勤組合はさらなる賃金
改定と給与体系の1本化を要求していきま
す。
(文責 長澤)

国連社会権規約委員会派遣カンパのお願い！！

1面にあるようにジュネーブで開催される国連社会権規約委員会による日本政府第3回定期
報告書審査に、新屋敷委員長が参加します。ジュネーブへの派遣には、往復交通費約と宿
泊費で約25万円がかかります。つきましてはお一人おいくらからでもかまいません。多くの
方々のご支援を、お願い申しあげる次第です。(振替口座は00950-2-203528)

愚痴っていても何も変わらない 自らの権利を主張しない者を守る法律はない 今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の89%が、非常勤講師の労働・教学条件
について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足して
いますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者と
して扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための
闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境
を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけではなく、大学の教育環境の改善にも
つながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付:sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/>
の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax
072-695-8031)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528「関西圏大学
非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に 組合員として加入します 賛助会員として加入し
ます

氏名

氏名のフリガナ

住所()

Tel

Fax

Email

専門分野

担当科目

非常勤出講先(専任教員の方は専任教も)

組合費：10000円/年(年収150万円未満の方は4000円/年)

賛助会費：1口1000円/年(3口以上の協力をお願いします)

